

名張市高齢者保健福祉計画（第9次改訂）・介護保険事業計画（第8次改訂）  
（素案）に係るパブリックコメントの実施について

1. 策定の趣旨

「名張市高齢者保健福祉計画（第9次改訂）・介護保険事業計画（第8次改訂）」（以下「本計画」といいます。）は、介護保険の円滑な実施と高齢者保健福祉施策の総合的なサービス提供体制づくりを図るための計画です。令和5年度末に計画期間が終了することから、本市の人口動態の変化や現状の介護サービスの給付状況等を基に中長期的な介護サービス基盤の整備を行うなど、必要な取組について、令和6年度の介護保険制度の改正を踏まえつつ従来の計画を改訂し、本計画を策定しようとするものです。

2. 計画の性格

（1）法的根拠

老人福祉法第20条の8に規定する老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画及び介護保険法第117条に規定する介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画の策定が義務付けられています。

（2）位置付け

本計画は、本市の総合計画及び第4次名張市地域福祉計画における理念や指針を基に三重県や本市の保健、医療、福祉等その他の法令等の規定による計画との整合性を図ります。

3. 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

4. 記載事項の主な変更点

- ・令和22（2040）年度の人口・要介護（支援）認定者数の推計、サービス見込量を記載しています。
- ・中長期的な視点で優先順位を検討し、事業の検討及び見直しを図ります。  
（緩和した基準による通所型サービス・ごみ出し支援等の実施に向けた検討、おむつ給付事業の対象者や給付方法の見直し）
- ・計画の進捗状況を検証するための目標と指標を設定します。

## 5. 計画の内容

### (1) 計画の理念

「まちじゅう つながる ささえあう ～いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせる地域共生社会の実現を目指して～」を基本理念とします。

### (2) 本市の現状と実態

本市の高齢化の現状と将来予測及びアンケート調査により把握した実態と考察をまとめています。

### (3) 計画の基本目標

次の五つの基本目標の下、具体的な施策を実施します。

基本目標 1 「介護予防・重度化防止の推進」

基本目標 2 「認知症施策の推進」

基本目標 3 「在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進」

基本目標 4 「住み慣れた地域で生活するための安心・安全の確保」

基本目標 5 「介護保険制度の円滑な運営」

### (4) 計画の評価及び進行管理

本計画の推進状況を確認するために、計画全体の目標設定と五つの基本目標に対する施策の進捗状況の評価するための評価指標を設け、毎年度評価し、その評価を基に改善を行う「PDCA」サイクルにより、計画の進行管理を行います。

### (5) 介護保険事業の運営見込み

計画期間及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年度を見据えた人口推計、要介護（支援）認定者数の推移、介護保険給付実績などの運営実績を基にサービス基盤の整備や介護保険制度の改正等の要素を勘案し、今後3年間の事業量を推計します。本計画の素案においては、事業量推計までを示し、その事業量推計を介護保険料の算定基礎として今後国から示される報酬改定等を踏まえ、計画期間における第1号被保険者の保険料基準額を決定し、本計画に位置付けます。

## 6. 今後の予定

パブリックコメントは、令和5年11月17日から同年12月18日までの期間に実施します。その後、名張市介護保険推進協議会及び庁内の協議を経て、令和6年2月の教育民生協議会において、結果を報告させていただく予定です。